

公益社団法人日本金属学会 谷川・ハリス賞規程

(規程の目的)

第1条 日本金属学会谷川・ハリス賞の資金の設立、管理及び運用並びにこの賞の事業の運用を適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

(資金の設立)

第2条 本会は、昭和37年3月中外炉工業株式会社及び米国ミドランドロス株式会社から寄付された5,000,000円をもとに、この賞の事業を行うため、昭和37年3月に資金を設立する。
2 昭和44年8月および昭和59年7月中外炉工業株式会社から寄付された10,000,000円を資金に加える。

(資金の名称)

第3条 この資金の名称は、日本金属学会谷川・ハリス賞資金とする。
2 資金の名称を変更する場合には、理事会の決議を要する。

(事業の目的)

第4条 この賞の事業は、次の各号に該当する優れた研究業績で高温における金属学の基礎的分野又は工業技術分野の発展に貢献することが大であると認められた者に授賞することを目的とする。

- (1) 鉄鋼、非鉄等金属の製錬
- (2) 金属材料の熱処理に関連する研究
- (3) 金属及び非金属の耐熱材料に関する研究
- (4) その他高温における金属学に関する工業的あるいは基礎的研究

2 この賞の授賞対象となる業績は研究成果の頂点又は集積のいずれでもよい。

(資金の管理及び運用)

第5条 この賞の資金の元金は、本会の他の財産とは分別して、管理する。
2 この賞の資金は、元本を保証する預貯金及び投資有価証券他によって運用する。

(資金及び利息の使途)

第6条 この資金及びその運用益は、第4条に定めるこの賞の事業に使用しなければならない。

(事業の費用の充当の順序)

第7条 この賞の事業の費用の充当は、まずこの賞の資金の運用益で行い、運用益だけでは不足する場合には資金の一部又は全部を取崩して行う。
2 事業の費用の一部を充当することができない場合には、理事会の決議により、本会の財産で償うことができる。

(資金の取崩)

第8条 この賞の資金の一部又は全部の取崩しは、理事会の決議を要する。

(会計)

第9条 この賞の事業に係る予算及び決算は、理事会の決議を要する。
2 前項の予算及び決算は、本会の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。
3 この賞の資金の残高は、本会の貸借対照表及び財産目録に記載する。

(事業の運営組織)

第10条 この賞の事業は、理事会の決議により、谷川・ハリス賞選考委員会を設置して、運営する。

2 委員会の委員長は各種賞検討委員長がつとめる。

3 委員はこの賞の事業のうち授賞者の選考に係る選考委員とそれ以外の事業に係る委員とからなる。

4 前項の選考に係る委員は、理事会が毎年選任し、会長が委嘱する。その場合、その年の応募者と特別な関係がある者を選考委員に選任してはならない。

5 第3項のそれ以外の事業に係る委員は、各種賞検討委員会の委員がつとめる。

(事業の内容)

第11条 この賞の事業の内容は次のものとする。

(1) 募集

(2) 選考

(3) 授賞

(4) 結果の公表

(募集)

第12条 この賞の応募要領は、会報及びホームページに掲載する。

2 応募は、本会の社員又は3名以上連名による会員が、候補者の業績の主題及び推薦理由書を付し本会会長に申し込むものとする。

3 前項において、広く内外の学会又は専門家の推薦を参考とすることができる。

4 候補者は本会会員であることを要しない。

5 応募書類の具体的な記載内容は、別に定める。

(選考)

第13条 この賞の選考は、第10条に定める選考委員が基準に基づいて採点し、その結果を基に委員会で受賞候補者を選定し、理事会に諮る。

2 選考の基準は谷川・ハリス賞規則に定める。

3 理事会で、受賞者を決定する。

4 理事会が授賞該当の者がないと認めたときは、その年度は授賞しない。

(授賞)

第14条 この賞は、本会の春期講演大会の機会に授賞する。

2 授賞は賞状及び賞牌とする。

3 授賞内容を変更する場合は、理事会の決議を要する。

4 受賞者は、春期講演大会の折に受賞記念講演を行う。

(結果の公表)

第15条 この賞の授賞の結果は、本会の会報及びホームページに掲載する。

2 掲載事項は、受賞者名、所属及び授賞理由とする。

3 公表時期は、受賞者が授賞を承諾した後とする。

(事業の終了及び資金の処分)

第16条 この事業を財政的に継続する目処がたなくなつた場合又は事業を継続する意義がなくなつた場合には、理事会の決議により、この事業を終了し資金を処分することができる。

2 前項において、資金等債権及び未払金等債務の処分は、理事会の決議による。

(委員会の関与)

第 17 条 この規程に疑義が生じた場合は、各種賞検討委員会で協議する。

(規程の変更)

第 18 条 この規程を変更する場合は、理事会の決議を要する。

(規則)

第 19 条 この規程の運用に必要な事項は、委員会の決議により、規則に定める。

附則

1. 昭和 37 年 3 月 17 日 制定(第 310 回理事会決議)
2. 昭和 44 年 9 月 1 日 一部改訂(第 447 回理事会決議) 基金追加
3. 昭和 59 年 7 月 13 日 一部改訂(第 625 回理事会決議) 基金追加
4. 平成 21 年 3 月 19 日 一部改訂(第 851 回理事会決議) 条文小見出し、基金取崩条文追加等
5. 平成 21 年 7 月 16 日 一部改訂(第 855 回理事会決議) 基金を資金に変更
6. 平成 22 年 8 月 10 日 一部改訂(第 864 回理事会決議) 委員会の関与の条文の追加
7. 平成 22 年 12 月 6 日 一部改訂(第 866 回理事会決議) 入会義務の削除
8. 平成 23 年 2 月 1 日 一部改訂(第 867 回理事会決議) 委員会の関与の条文の改訂
9. 平成 23 年 12 月 9 日 一部改訂(第 874 回理事会決議) 授賞に係る条文の改訂
10. 平成 24 年 8 月 7 日 一部改訂(第 880 回理事会決議) 受賞記念講演の条文の追加
11. 平成 24 年 12 月 7 日 一部改訂(第 882 回理事会決議) 選考条文の文言の訂正
12. 平成 25 年 3 月 1 日 一部改訂(第 884 回理事会決議) 法人名称変更他